

# 愛翠苑ケアプランサービス重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して**指定居宅介護支援サービス**を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ☆居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス従事者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもご相談下さい。

## ◇目次◇

1. 事業者	2
2. 事業者の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情受付について	6
7. 事故発生時の対応	7
8. 業務継続計画の策定	8
9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	8
10. 虐待の防止	8
11. 情報提供における同意	9

## 1. 事業者

- 【1】法人名** 社会福祉法人 若杉会  
**【2】法人所在地** 〒829-0314福岡県築上郡築上町大字上ノ河内1048番地  
0930-56-5331  
**【3】電話番号** 0930-56-0888  
FAX番号 理事長 杉野 正幸  
**【4】代表者氏名** 昭和56年6月  
**【5】設立年月**

## 2. 事業所の概要

- 【1】事業所の種類** 指定居宅介護支援事業所  
**【2】事業の目的** 要介護者等からの相談に応じ、サービス計画を作成するとともに指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。  
**【3】事業所の名称** 愛翠苑ケアプランサービス  
平成11年10月1日指定 福岡県介護保険広域連合指定 4  
070000429号  
**【4】事業所の所在地** 〒829-0314福岡県築上郡築上町大字上ノ河内1048番地  
**【5】電話番号** 0930-56-5331  
FAX番号 0930-56-0888  
**【6】管理者氏名** 山根 勝行  
**【7】当事業所の運営方針**
1. 利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
  2. 利用者の心身の状況・環境等に応じて、その選択に基づき適切、多様な事業者からサービス提供を受けられるよう配慮する。
  3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、複数の居宅サービス事業所の紹介を公正中立に行う。
  4. 本事業の実施にあたっては関係市町村や他の事業所、関係機関等との連携に努める。
- ①利用者が病院や診療所へ入院された場合には、担当の介護支援専門員の氏名や連絡先について、その医療機関へお伝え頂けるように御協力を御願います。

②居宅サービス事業者等から利用者に関する情報を受けた時や必要がある時は、利用者の同意を得て介護支援専門員が必要と認める、口腔に関する問題、服薬に関する状態、心身または生活に必要な情報を主治の医師又は歯科医師もしくは薬剤師に提供します。

③利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望される場合には、利用者の同意を得て主治医等に意見を求めます。また、介護支援専門員はその意見を踏まえてケアプランを作成した場合はそのケアプランの意見を求めた医師等に交付します。

**【8】開設年月日** 平成11年10月

### 3.事業実施地域及び営業時間

**【1】通常の事業実施地域** 築上町 豊前市 行橋市

※その他の地域については、状況に応じ相談、実施に応じます。

**【2】営業日及び営業時間**

営業日 月曜日から金曜日。但し、土曜日のみはご相談に応じます。尚、事前にご連絡下さい。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

### 4. 職員の配置基準体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置には、指定基準の要介護利用者は35人、要支援者4人を遵守しています。

職種	
1. 管理者	(主任介護支援専門員)
2. 介護支援専門員	

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料金負担はありません。

## 【1】サービスの内容(契約書第3～6条、第8～9条参照)

### (1)居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

#### <居宅サービス計画の作成の流れ>

- ① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して紹介して、契約者にサービスの公平・中立な選択を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案で選定した指定居宅サービス事業所等について、事業所等の選定理由、保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料金等について契約者及びその家族等が説明を求める事が可能である事とし、及び説明し契約者の同意を得た上で決定するものとします。

### (2)居宅サービス計画作成後の便宜の提供

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス従事者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### (3)居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

### (4)介護保健施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保健施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保健施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

## 【2】居宅介護支援に関するサービス利用料金について

保険事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

<b>要介護1及び要介護2</b>
<b>10, 860 円</b>
<b>要介護3から要介護5まで</b>
<b>14, 110 円</b>

## 【3】その他の利用料

入院時情報連携加算(Ⅰ)	2500円/月	入院日以内に情報提供を行った場合。
入院時情報提供加算(Ⅱ)	2000円/月	入院した翌日又は翌々日に情報提供を行った場合。
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450円/月	病院等の職員からの情報収集を1回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600円/月	(Ⅰ)ロはその方法がカンファレンス
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600円/月	病院の職員等からの情報収集を2回以上
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750円/月	(Ⅱ)ロは、うち1回以上、その方法がカンファレンス
退院・退所加算(Ⅲ)	900円/月	病院等の職員からの情報収集を3回以上うち1回以上、その方法がカンファレンス
緊急等居宅カンファレンス加算	2000円/月	病院、診療所の求めに応じ、左記の職員と利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じ居宅サービス等の利用調整を行った場合。(毎月2回まで算定が可能)
初回加算	3000円/月	新規担当又は要介護度が2段階以上

尚、特定事業所加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)に限り、後日県からの指定を受け、適応に至った場合には更に、その他の加算として特定事業所加算(Ⅰ)5190円/月、特定事業所加算(Ⅱ)4210円/月、特定事業所加算(Ⅲ)3230円/月、特定事業所(A)1140円/月の利用請求が別途出来るものといたします。

(以上の利用料金は、令和6年度4月制度改定分以降から適用)

## 【4】交通費(契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合でも、交通費等の費用の徴収は有りません。

## 【5】利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 10 日までにお支払ください。

## 6. 苦情の受付について(契約書第17条参照)

### 【1】苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情の受付窓口（連絡先0930-56-5331）（緊急時対応 携帯電話）

〔苦情解決責任者〕 管理者 山根 勝行

〔苦情受付担当者〕 介護支援専門員 山根 勝行

- 受付時間 毎週月曜日 ～ 金曜日 8:30 ～ 17:30

### 【2】行政機関その他苦情の受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号 092-642-7859 FAX 092-642-7856 受付時間 9:00 ～ 17:00
福岡県社会福祉協議会	所在地 春日市原町3-1-7 クローバープラザ内 電話番号 092-584-3377 FAX 092-584-3369 受付時間 9:00 ～ 17:00
福岡県介護保険広域連合 豊築支部	所在地 豊前市大字八屋1702-5 電話番号 0979-84-1111 FAX 0979-84-1116 受付時間 9:00～17:00
行橋市介護保険担当課	所在地 行橋市中央1丁目1番1号 電話番号 0930-25-1111 FAX 0930-22-7952 受付時間 9:00～17:00

## 7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご利用者・家族・市町村(保険者)にかかる居宅サービス事業者に連絡するとともに、主治医に連絡するなど必要な措置を講じます。

## 8. 業務継続計画の策定について

事業所は、感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のため対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 10. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

## 11.事業計画及び財務内容の閲覧について

- ①当事業所では、事業計画書及び財務情報を自由に閲覧できます。  
又、必要であれば、ホームページ上で公表しています。

## 12.身体拘束等の適正化の推進

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けます。

- ①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ②身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 13. 介護サービス計画作成に必要な情報の提供について(契約書第11条)

事業所が業務上知りえた利用者やその家族等の情報については、固く秘密保持いたします。

**【1】**但し、利用者の心身の状況等、介護サービスを計画又は実施する場合に事業者は、業務を実施する上で正当な理由がある場合は、当該個人情報を利用できるものとする。

- ①個人情報の利用期間は、介護サービスの提供に必要な期間及び契約期間に準じる。
- ②個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に係る目的以外決して利用しない。  
又、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に個人情報を漏らさない。
- ③個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過等を記録する。

**【2】**個人情報の利用目的は次のとおりとする。

- ①介護保険における要介護認定の申請、新規、更新及び変更。
- ②利用者に関する居宅介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供される為に実施するサービス担当者会議での情報提供。
- ③医療機関、福祉事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業者、自治体(保険者)、警察署、消防署、及びその他社会福祉団体等との情報交換、連絡調整。
- ④利用者が、医療サービスの利用を希望している場合や必要な場合、及び主治医等の意見を求める必要のある場合。

- ⑤ 民生員等の地域での見守り、声掛けが必要な場合。
- ⑥ 利用者の利用する介護事業所内の会議等。
- ⑦ 保険者及び地域包括支援センターへの相談。
- ⑧ 行政の開催する地域包括ケア会議等で必要な場合。
- ⑨ 行政主体及び民間での介護支援専門員研修による事例検討会への提出等(但し、利用者の特定できる、氏名、住所、電話番号等の情報は記載しないものとする)。

#### (付 則)

この規定は令和6年4月1日から施行する。

主治医 (かかりつけ医)	主治医氏名
	連絡先
家族	氏名
	連絡先

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 愛翠苑ケアプランサービス

介護支援専門員 氏名

サービスの計画や実施に必要と思われる私や家族に関する個人情報については、貴事業所との間の「指定居宅介護支援」利用契約書 11 条の秘密保持に関わらず、貴事業所が上記記載内容等における情報提供、交換、連絡調整に用いる事に同意します。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援を受け、指定介護支援サービスの提供に同意します。

令和 年 月 日

利用者:住所

氏名

利用者家族及び代理人:住所

氏名  
続柄( )

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

--